

# 今日の焦点

## 憂慮すべきインターネット社会の犯罪の増大

インターネットによる犯罪は次第に巧妙になり、しかも犯罪手口の種類も増加している。警察庁はインターネット犯罪など情報技術を利用する犯罪をサイバー犯罪として、統計をとっているが、本年3月に発表した平成21年中のサイバー犯罪の検挙件数は6,690件で、過去5年間で約2倍に増加している。その内訳は、不正アクセス禁止法違反2,534件、ネット利用詐欺3,961件、児童売春及び青少年保護育成条例違反742件、わいせつ物頒布等及び児童ポルノ事犯647件、出会い系サイト規制法違反349件などとなっている。ここでは、最近のネット犯罪の傾向を見ることとしたい。

まず、歴史的にも古いコンピュータウイルスであるが、昨年11月以降、新しいウイルス「Gumblar (ガンブラー)」が出現し、企業などのホームページが改ざんされる事件が多発した。感染は企業のホームページ作成者に感染してパスワードを盗み、そのパスワードでホームページを改ざんし、そのホームページの閲覧者がウイルスに感染するという手口で感染が拡大するというものである。次から次へと新しいウイルスが出現しては、その対策に追われるというパターンは尽きることがない。

ファイル共有ソフト「Winny (ウイニー)」については、2004年5月に元東大助手が逮捕されたが、大阪高裁は著作権侵害に使うように勧めていないとして2009年10月に無罪とした。しかし、2008年にはWinnyでウイルスを不特定多数に配布したとして、大

学院生が逮捕されており、本年5月にはファイル共有ソフト「Share (シェア)」に個人情報を出させるウイルスを仕掛け、それを利用した被害者に現金を支払えば情報を解除すると持ちかけて現金をだまし取った詐欺事件が起きている。ファイル共有ソフトを悪用する事件も多発しそうである。

本年3月から4月にかけて、2件のネットの名誉毀損罪について最高裁の判決があった。ひとつは、ラーメンチェーン店を中傷する書き込みをした会社員の事件で、最高裁は3月15日に会社員に罰金30万円の有罪判決を課した。理由は、ネットは新聞や雑誌などの媒体と同等であり、名誉毀損も同様の判断基準に基づくべきであるとしたことである。もうひとつは、小田原の女性がネット上で侮辱する文言を書き込まれたということで、プロバイダーに発信者情報の開示と賠償を求めた事件である。最高裁は4月13日にプロバイダーに対する賠償請求は退けたが、発信者情報の開示を命じる判決を言い渡した。以上2件の判決は、ネット上で中傷する書き込みをした発信者を特定できれば、名誉毀損罪が成立することを、最高裁が初めて明確にしたといえる。

ネットにからむ青少年保護対策としては、青少年を有害情報から守ることを目的とした、いわゆる「青少年ネット規制法」が、2008年6月に成立して昨春施行され、青少年に有害な情報をプロバイダーが遮断するフィルタリングの普及などを促している。しかし、通信の自由などとの兼ね合いから、どうしても厳格性に欠けており、実効性

に疑問がある。例えば、出会い系サイトは規制が強化されたが、そうになるとSNSのような非出会い系に移り、そちらも監視が厳しくなると、隠語を使って利用するなど、なかなか収束しない。最近では児童ポルノの画像や動画が流通しており、これを防ぐためにはプロバイダーがアクセスを強制的に遮断し、閲覧を阻止するブロッキングを導入すべく検討が進められているが、これも通信の自由との関係からなかなか結論が出ていない。

最近では、「必ず儲かる」、「スポーツなどが必ず上達する」、「必ず恋人が出来る」などといった有料情報をめぐるトラブルも急増しており、全国の消費者センターに寄せられた相談は2006年度に37件だったものが、2009年度には937件に増加した。また、規制薬物の密売情報、殺人の請負、痴漢仲間の募集など、悪質な違法・有害情報も増加しており、2009年に「インターネット・ホットラインセンター」に寄せられた通報は13万586件にのぼった。そのうちセンターは1万6,496件の違法情報についてサイト管理者らに削除を依頼し、このうち88%は削除されたが、12%は削除されず、これも問題になっている。

以上のように、インターネットによる犯罪は多岐多様になり、その数も増加している。まさしくリアルな人間社会の犯罪と変わらない状況になってきたと言えることができる。今後は、インターネット社会という視点に立って、その犯罪全体を総合的にとらえて対処すべきであろう。